

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2012年5月)

【スコットランド議会に所得税の税率一部決定権を付与 ～ 「2012年スコットランド法」が成立】

スコットランドの英国帰属支持派の提案を立法化

スコットランド議会とスコットランド自治政府への更なる権限移譲を狙いとする「2012年スコットランド法 (Scotland Act 2012)」が、2012年5月1日、女王の裁可 (Royal Assent) を受けて成立した。同法の法案は、2010年11月30日に国会に提出されていた。

同法は、2009年6月に「スコットランドへの分権に関する委員会 (Commission on Scottish Devolution) (通称「カルマン委員会」)」が発表したスコットランドへの権限移譲に関する調査の最終報告書「より良いスコットランド行政を目指して - 21世紀におけるスコットランドと英国 (Serving Scotland Better: Scotland and the United Kingdom in the 21st Century)」で示された提案を立法化したものである。同委員会は、スコットランドの英国への帰属を支持するスコットランド労働党が、2007年12月に、その設置を求める動議をスコットランド議会に提出し、スコットランド保守党、スコットランド自由民主党¹の支持を受けて承認されたことによって、2008年春に発足した。委員会の目的は、スコットランドへの分権の今後について検討することであり、「カルマン委員会」との通称は、委員長のケネス・カルマン卿 (グラスゴー大学総長) の名を取ったものであった。同委員会の最終報告書が発表された際、労働党が与党であった当時の英国中央政府は、この内容を支持する旨を表明した。さらに、2010年5月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権である現政府は、政権発足直後に発表した政策文書「連立政権：新政権政策プログラム (The Coalition: our programme for government)」の中で、労働党政権の方針を引き継ぎ、「カルマン委員会の提案を実行する」意向であることを明らかにした。しかし、「2012年スコットランド法」の内容は、カルマン委員会の報告書の提案を立法化することのみに限定されている訳ではなく、「1998年スコットランド法 (Scotland Act 1998)」²で規定されたスコットランドへの分権に関する取り決めに一部改定する条項も含まれている。

1998年にスコットランドへの分権が実施されて以降、スコットランド議会の権限に変更を加えることなどを目的として英国議会が法律を制定する場合は、スコットランド議会の同意を得た上でそれを行うという慣習が確立されている。スコットランド議会はこれを、「立法への合意に関する動議 (Legislative Consent Motions)」と呼ばれる動議を承認するこ

¹ スコットランド労働党、スコットランド保守党、スコットランド自由民主党は、それぞれ労働党、保守党、自由民主党のスコットランド支部を意味する。

² 「1998年スコットランド法」は、スコットランド議会とスコットランド自治政府の設置を規定し、スコットランドへの分権を実現させた法律である。

とによって行う。「2012年スコットランド法」についても、最終的に法案が成立するまでの立法過程の様々な段階で、スコットランド議会が「立法への合意に関する動議」を承認した。

財政関連の多くの権限をスコットランド議会に移譲

「2012年スコットランド法」の主な内容は下記の通りである。

財政に関する内容

- ・2016年4月より、スコットランド議会に、所得税の一部税率決定権を付与する³。
- ・2015年4月より、スコットランド議会に、インフラ施設建設費用として22億ポンドの資金を借り入れる権限を新たに付与する。ただし、2013年4月より、この資金借入の権限の一部を前倒しで行使することをスコットランド議会に許可する。このことによつて、スコットランド自治政府が、フォース湾⁴での道路橋の建設を委託した建設会社への前払い金に充てるため、1億ポンドの資金を調達することが可能になり、建設工事を早期に開始できることになる。
- ・本法律の成立と同時に、スコットランド議会に対し、スコットランドで新たな租税を導入する権限を与える（ただし英国政府の承認を必要とする）。
- ・2015年4月より、スコットランドにおける不動産取得印紙税（stamp duty land tax）及び廃棄物埋め立て税（landfill tax）の税率決定権及び徴税権を、それぞれスコットランド議会、スコットランド自治政府に移譲する。これら租税からの税収は、スコットランド自治政府が保持する。
- ・スコットランド議会が既に有する資金借入の権限を拡大する。その目的は、国税の税収の変動に応じて、中央政府からスコットランド自治政府に交付される包括補助金（block

³ 2016年4月より、現在は全国一律である所得税の税率が、スコットランドのみ、英国の他地域より10%低く設定される。さらに、スコットランド議会は、英国の他地域より10%低く設定された所得税率に加えるための「スコットランドのみの所得税率」を決定する。「スコットランドのみの所得税率」は、10%を超えても、またそれより低くてもよい。スコットランドにおける最終的な所得税率は、他地域より10%低く設定された所得税率に、「スコットランドのみの税率」を加えたものとなる。所得税からの税収のうち、「スコットランドのみの税率」から得られた分はスコットランド自治政府の歳入となり、残りは中央政府の歳入となる。

⁴ フォース湾（Firth of Forth）は、スコットランド東岸の湾。

grant)⁵の額が変動する場合に対応することである。また、スコットランド政府は、本法の規定により今後得られることとなった不動産取得印紙税、廃棄物埋め立て税、所得税の税収を、新たに準備金 (cash reserve) として積み立てる。

その他の内容

- ・スコットランド自治政府の法律上の名称を、「**Scottish Executive** (スコットランド執行部)」から「**Scottish Government** (スコットランド政府)」に正式に変更する⁶。
- ・スコットランドにおける薬物依存症の治療の規制等に関する権限をスコットランド自治政府に移譲する。
- ・スコットランド議会選挙の運営に関する権限をスコットランド自治政府に移譲する。
- ・スコットランドにおける空気銃の使用規制に関する権限をスコットランド議会に移譲する。
- ・英国国営放送 (BBC) の監督機関である「**BBC** トラスト」のスコットランド担当委員 (Trust member for Scotland)、スコットランドで放送されるゲール語のテレビ番組の制作、制作委託、制作への資金提供等を担う法定機関である「**MG** アルバ (MG Alba)」の理事会メンバーの任命は、スコットランド自治政府の合意を得ることをその要件とする。
- ・英国君主に属する不動産の管理を行う公益法人である「クラウン・エステート (Crown Estate)」の意思決定機関である「クラウン・エステート管理委員会 (Crown Estate Commissioners)」に、「スコットランド担当特別委員 (Crown Estate Commissioner with special responsibility for Scotland)」のポストを置き、その任命は、スコットランド自治政府の合意を得ることを要件とする。
- ・スコットランド内で適用される酒気帯び運転の基準を設定する権限をスコットランド自治政府に移譲する。
- ・スコットランド内で適用される車の制限速度を設定する権限をスコットランド自治政

⁵ これまで、スコットランド自治政府の財源は、「包括補助金」と呼ばれる中央政府からの補助金が大半を占めていた。

⁶ 「1998年スコットランド法」は、スコットランド自治政府の法律上の名称を、「**Scottish Executive** (スコットランド執行部)」と規定していた。しかし、2007年5月に発足したスコットランド国民党 (SNP) 政権は、同年9月より、「**Scottish Government** (スコットランド政府)」との呼称を通称として使用し始め、自治政府のウェブサイト、政府発行の公式文書、広報資料などに使っていた。

府に移譲する。

・「1998年スコットランド法」とその二次立法で規定された特定の犯罪行為に対して科すことができる最高刑（犯罪者を刑務所に収監できる最長期間、犯罪者に科すことができる罰金の最高額）を、同法の施行以降、現在までに、スコットランド自治政府の司法大臣が発行した刑事事件での判決に関するガイドライン⁷の内容を反映させ、変更する。

⁷ イングランドとウェールズでは独立機関である「判決委員会（Sentencing Council）」が、スコットランドではスコットランド自治政府の司法大臣が、裁判官向けに、刑事裁判での判決に関するガイドラインを発行している。ガイドラインには、判決の決定において裁判官が考慮すべき事項などが掲げられている。